
令和5年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

令和6年3月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都市整備課長	世 利 昌 信

まちづくり課長	欠 席	地域振興課長	平 山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎
社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦	上下水道課事業課長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

ここで、吉川まちづくり課長より、本日の会議について欠席の届がっておりますので御報告いたします。

日程第1．一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより、一問一答方式で行います。

質問時間は、答弁を含め1時間以内です。順番に発言を認めます。2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） おはようございます。2番議員、川原幸治です。通告書に従い、質問いたします。よろしくお願いします。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、町長をはじめ役場職員、関係機関、そして我々議会も日々努力を重ねてまいっております。須恵町の社会福祉制度に関して言いますと、高齢者福祉、保育児童、母子寡婦制度などありますが、徐々に充実し、今では手厚くなってきていると感じております。

しかし、まだ障害者福祉に関しては、皆さんの関心や理解を得られていないように感じております。

例えばですが、障害と言いまして、発達障害というのがあります。これは自閉症をはじめ学習障害、注意欠如、多動性障害など一見して分かりづらく、ちょっと話したぐらいでは本当に分かりづらい、そういった障害があります。

発達障害と診断された方々は、幼少期より生きづらさを感じ、そして成長するにつれて社会との適切な関わり方、物事の進め方がうまくできず、指摘や注意を受け、なぜ指摘をされたのか、なぜ注意をされたのか分からず、納得ができないまま生きづらさを感じて日々過ごしています。そして、そんな方を見守る家族も少なくはありません。そのような方に将来、安全・安心に暮らしていることを見据えた支援環境の周知や啓発が、まだまだ不十分だと感じております。発達障害のように、一見分かりづらい障害の場合は、幼少期からの関わり方というのが、すごく大切になっていきます。

そこでお聞きします。特別支援相談員は、毎月週1回、各校に定期訪問しているということでしたが、当該児童生徒、また先生には、具体的にどのような研修、取組をされていますか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 学校教育課長、吉本課長、お願いします。

○学校教育課長（吉本 孝治） 表題としては、「通級児童への関わり方は」ということでしたので、まずは、特別支援教育について御説明いたします。

特別支援教育は、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという立場に立ち、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び支援を行う場であり、通級指導教室や特別支援学級における支援はもちろん、通常学級においても合理的配慮が提供されています。

なお、通級指導教室の児童生徒は、軽度の障害のある児童生徒であり、在籍は通常学級になります。そのため各教科の指導の大部分を通常学級で行い、自立活動を中心に障害に応じた特別の指導を行っています。

特別支援学級は、通常の学級の指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒を対象としており、障害種別に特別編成された学級となります。

それでは、質問に対して御説明いたします。

会計年度任用職員で雇用している指導主事が、週1日勤務で各学校を巡回しています。当該職員は、福岡県立古賀特別支援学校や福岡聴覚特別支援学校の校長を歴任された特別支援教育に長年携わってきた先生です。

具体的な取組としては、学校の巡回を行い、児童生徒の授業の様子を観察し、教職員と児童生徒との関わり方について助言指導を行っています。

また、定期的に発行する通信での情報提供や、学校からの要望による教職員への研修を行っています。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。取組については分かりました。その当該生徒の障害特性を知るということは、とても重要で、その知った上で、日々の教育支援、また、支援に当たるということも重要でして、もっと具体的に、各先生に対して、こういった内容の研修取組をされているのかなということも、ちょっとお聞きしたかったのですが、ありがとうございます。

基本的な障害特性を知るということは大事ということを、先ほど申しましたが、どうしましうかね、次の質問に行きます。

では、通級クラスの担任が、発達障害講習会などを受けられる情報や機会を提供されていますか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教育委員会が主催する特別支援教育推進委員会を年4回実施しています。令和5年度では、3回目に通級指導教室の担当者を集め、研修を実施いたしました。そ

の中で文部科学省が示している、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」や、福岡県の「特別支援学級・通級による指導教育課程の手引」などを用いて研修を行っています。

また、福岡教育事務所が定期的開催している発達障害を含む特別支援教育に関するオンライン研修会等についても、学校へ情報提供をしております。

当該職員については、適宜、受講をしております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。初めて通級クラスを担当する先生に対しての研修、勉強会もあるとお聞きして、いいなと思っております。学校内、そういった取組をされているというのも、非常に大事なことであります。

外部講習会もあります。今3月7日ですので約1か月後、4月2日ですかね、世界自閉症啓発デーといいまして、日本では4月2日から1週間、ちょうど発達障害の啓発週間になります。その啓発週間には、無料の講習セミナーとか、いろいろあります。また、啓発グッズも販売されたりとかしております。そこで基本的な知識とか関わり方というのも、いろいろ学べますので、いいのかなと、そういうのも受講されてみてもいいのかなと思います。

もちろん啓発期間以外でも、そういった有料、無料にありますが、そういった研修もありますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

では、次にお聞きします。その通級クラス担当と通常学級担当の先生との情報交換、共有とかいうのは、されておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 学校によって実施方法は異なりますが、特別に連絡会議等を設けたり、連絡ノートの活用や、通級指導の実施後に時間を設けたりしながら、状況に応じて情報共有を行っております。

また、通級での指導の効果についても確認するよう、学校へ指導をしております。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 今の課長の答弁に補足をさせていただきます。

通級の指導に関しましては、指導、週当たり1時間から8時間までを標準とされておりまして、指導は、あくまでも障害による学習、または生活上の困難を改善し、または克服することを目的として行えることが必要であり、単なる教科の遅れを補充するための指導とならないようにしなければならないというふうにされております。

したがって、通級での指導が生活上の困難を改善するものとして、適切であるかどうかということについては、常に通常学級の担任と確認をしながら、やっておかなければいけないということになっておりますので、通級の指導に関しても、標準的に13人に1人、教員を充てると

というような決まりもございますので、通級の先生方は、自分の指導の成果が通常学級できちっと生きているかということについては、常に日常的に通常学級の先生と情報交換しないといけないというふうになっておりますので御理解ください。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。そうですね、通級クラスは、通常クラスにおいて、ちょっと足りない部分、ついていけない部分を補う意味で、算数なり国語なり、そういった部分を特化して、ゆっくり重点的に支えていくということだと思います。

ただ、そういった学習障害とかいろいろありますが、そういうのも含めて、将来的には、いろいろな、スペクトラムと言うんですが、関係性で、そういった領域で、ほかの障害が顕著に出てきたりとかするので、一概には、ちょっと言えないんですが。分かりました。ありがとうございます。

では、次、お聞きします。各校の通級クラスの担任の先生方、各学校間での情報交換会などは行われているでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教育委員会で、各学校の通級指導担当者を対象にした研修会を実施し、通級指導を受けている児童生徒に関する情報交換を行っております。

さらに、小学校6年生の児童に関しましては、次年度の中学校入学に向けて、中学校区ごとで情報交換を行っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。先ほどから言っていますように、情報の共有、それと障害特性の基礎知識、基本的な知識を共有することは非常に大切です。通常クラスの児童生徒たちとの触れ合いの場面、交流クラス、戻ってきたときの通常クラスで、その当該児童の、当該生徒の立ち位置だったり居場所を提供するためには、どうしてもそういったスキルが必要になってきます。そういった情報を基に、いろいろ関わっていくべきだと思っていますので、そういう情報交換、しかも小学校から中学校へ上がるときにも、情報はちゃんと伝達してあるということをお聞きして安心しました。

いろいろ、これは提案なんですけど、今リモート会議とかリモートで、リモートの良し悪しもありますが、そういったのもありますので、そういうのも活用しながら、忙しい時間を縫って、お忙しい時間だと思いますが、そういったところを縫って活用するには有効なことだと思いますので御提案しておきます。

では、次にお聞きします。定期的に保護者との情報交換や相談などの面談を実施されていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 確認しましたところ、全ての小中学校において、年3回の実施を行っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。お聞きしたのは、喫緊の状況、押し迫った状況のとき以外にも、当該生徒の情報など相談を聞く、情報を伝えたり相談を聞く場面というのは必要だと思います。

保護者の方々たちは、気にかけてもらっている、相談事を聞いてもらう、それで先生という存在が心強いと思うと思います。そして、きっと、それで心穏やかに日々暮らしていけるといいます。なので、こういう面談、必要に迫られてする面談ではなくて、年3回実施ということですが、何か気づいたときがあったときにはお声掛けをしてそういうことをする、そうすると、保護者の心の、横文字を使ってもあれですけどレスパイト、休息、心の安定にもつながると思います。それでちょっとお聞きしました。

幼児期には、就学前、幼児期の児童さんは、漠然とした違和感だったんですよ。何か違うのかな。でも、成長するにつれて、小学校に上がって幼少期を過ごすうちに、その違和感が何かはつきりとした違和感に変わったり、または、発達障害であるという判定をもらったりとかして、その日を境に、やっぱり現実、そうなんだということで、いろいろな悩みを抱え始めます。

その一番の悩みの理由というのが、この二次的な問題が起こることです。二次的な問題というのは、いじめだったり、不登校だったり、そして抑鬱、鬱の一步手前ですね、気分の抑揚が激しかったり、あとは自己肯定感の減少、こういったことを保護者の方たちは、すごくすごく心配されています。そういったところに寄り添って関わる支援をする上で、再三再度お話ししておりますが、全体での情報共有、統一という部分は、すごく大事になってきます。

ここまで基本的な障害特性の知識や情報の共有が大切だと話してきました。当該児童生徒の情報を共有するということが大切であるということ踏まえた上でお聞きします。保育所等訪問支援事業を利活用していくお考えはありますか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 保育所等訪問支援は、利用者が申請し、承認されれば利用可能となり、実施事業所のサービスが受けられます。そのため教育委員会や学校のほうからアプローチすることは困難と考えます。

なお、現在の学校の関わりとしては、事業所のスタッフの方が来校され、対象児童の授業や休み時間等における様相観察をされ、保護者や、ほかの利用施設と情報共有をされていると聞いています。

また、ケース会議に参加され、課題や取組について共有されている学校もありました。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。ほかの事業所との情報の共有というのも大事なんです、学校、福祉サービス事業者、そして保護者、そして当該の生徒、これたちを巻き込んだ情報の共有というのが、すごく大事だと思います。

整備していただくだけではなくて、私たち須恵町の地域福祉活動計画、4つの目標の中に、「必要なサービスを受けられるまちづくり」があります。これは行政が地域に向けて、地域福祉に関する情報提供を行うと記載されています。私的には、積極的啓発が、当該保護者が必要なサービスを受けられることにつながると考えております。

もちろん、こういったサービスがあるから何でも受けるとか、何でも受けないといけないとか、何でも進めないといけないというわけではありません。もちろん、その当該生徒に合ったサービス内容だったり、今はこのタイミングじゃないかと、もう少し後だなとか、そういった判断もあるかと思います。ただ啓発、これも大事になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後にお聞きします。保育所等訪問支援事業を積極的に利活用する上で、課題はありますか。あれば、課題をどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） この事業は、対象者の権利保障として提供される福祉サービスと認識しています。現在、この事業については、25人の児童の保護者が利用しています。今後も必要な方が活用できるよう、福祉課と連携しながら周知等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。分かりました。昨年の6月ですかね、一般質問で、白水議員が同じような質問を、私と同じような質問を既にされております。そのときに、須恵町では、特学、通級への支援成果を大体2年ごとに確認し、また、来年度からは特別支援相談員を週1から週5体制にすると説明されていたと思います。進捗状況も含め、お聞きしていたのですが、もちろん特別支援相談員を雇用すること、雇用体制を整えるということは、非常に大事なことだと思います。当該生徒にとっても、よいことだと思います。

教育振興基本計画、これには、0歳から義務教育修了まで一貫した切れ目のない教育支援、こういったことを書かれております。須恵町は、小学校に入学する前に事前に情報を収集し、準備し、就学指導委員会に向け、判定を受ける。そして、この子であれば大丈夫だなとなれば、特別支援学校ではなく普通学校で受け入れる、そういった体制を取り組む先進的な町であると思いま

す。

ここで質問したことは、その後、幼少期、年齢の定義はないのですが、小学校入学から幼少期の関わり方、支援の取り組み方です。就学前児童に対して、このような取組をやっている、普通学校でもやっていけるように後押しをする取組をされているのですから、小学校入学後も引き続き情報の共有や取組を手厚く行っていくべきだと考えております。

幼児期、幼少期の関わり方次第、それで、その当該生徒の将来が、未来が、大きく変わると言っても言い過ぎではないと思っております。保育園や幼稚園在園時の情報を、小学校、そして中学校、情報をつないでいくことも大切ですが、そこに専門的、例えば、放課後デイサービス事業をやっている、その専門職員が学校に行き、先生と情報を共有し、その情報を家族に伝える、こういったつながり、連携が、とても大切だと考えております。

保育所等訪問支援事業の利活用についてお聞きしましたが、保育所等訪問支援事業というのは、放課後等デイサービスの職員が学校に赴き、日中の様子を観察、そして、特性を知り、それを先生にお伝えし、それを事業所のほうに持ち帰り、迎えに来られたお母様方に、その情報をお伝える、まあ新鮮な情報ですね、それを得る架け橋になる事業であります。

先ほどから再三言っておりますが、連携、保護者、福祉サービス事業、学校、ここが連携をするために、とても必要な事業であると思ひ、お尋ねしました。もちろん課題もあります。お子さんを通わせている放課後等デイサービスに訪問支援事業がなければ、どこかの事業所を使わないといけない。そうすると、ほかの事業所、いつも見てもらっている以外の専門職の人が中に介していく、結局、ダイレクトな情報が入ってこない。あとは、支援員と学校の日程調整の難しさ、これもあると思います。

そこで、そういったところを働きかけていただいて、スムーズにこういった事業も利活用できるようにお願いしたいと思ひます。定期的な保護者との面談も、そういったことで情報の共有ということでお話ししました。

最後になりますが、個々の個性を認め合い、人権と尊厳を尊重し合ってきた誰にも優しいまちづくりを目指す、そのために先陣を切ってきた須恵町です。明るい未来を期待して転入されてきた方や、未来に不安を抱えて暮らしている当該家族の方たちが、今後、もっともっと安心して住んでいける町になるよう、そして、なっていけるようにと思ひます。提案や期待だけではなく、私自身も何かできることを模索することをお約束して質問を終わります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君、町長のほうから、ちょっとつけ加えて答弁したいということですので、ちょっとまた。平松町長。

○町長（平松 秀一） 川原議員が初めての一般質問ということで、特に、福祉系の専門である川

原さんの質問で、今回は、表題とすれば「通級児童への関わり方は」ということですが、全体的に俯瞰して、川原議員は専門家ですから、いろんな制度上の不備とか、いろいろ葛藤の中で、今回この質問をなさったと思うんですけども、この福祉の中で、特にお子さん方については、私、26年ぐらい前に健康福祉課長を拝命して、そのときは保育所を持っていて、やはり愕然としたのが、保育所から小学校に上がる就学指導委員会のときに、はっきり色分けするんですよ。「この子は特別支援学校だとか」ですね。それに違和感を感じる中で、直接、1週間に1回、3つの保育園に私、パソコンとか全部持ち込んで、先生たちが困っていらっしゃる保護者対策の中で、やっぱり出てくるのが自閉症のお子さん。分からないんですよ。で、自ら足を運んで医療機関とお話しする中で、やっぱり3歳児ぐらいまで経過観察して、その中で、「ううん、ちょっと」という場合については医療機関に継ぐように、積極的に働きかけたのが第一歩で、それから今現在のいろんなシステムを作り上げていったというのが、須恵町の児童福祉の問題です。

ですから、よそのまちよりもいち早くやって、その中身が、ある程度、評価されるようになって、他市区町村の障害を持ったお子さんを抱えていらっしゃる方が転入なさってきた。その時点で、就学指導委員会を福祉課が持っていました。それから先、私、教育委員会の方に行って、教育次長、教育長になっていったわけですが、その中で教育振興協議会をつくった。そのときに、0歳から15歳まで切れ目のない教育支援をやるんだという中には、障害を持った人たちも、できる限り、その地域でお子さんを育てていきたい。そのためにいろんな制度を、須恵町では、いち早く導入して、先ほど議員がおっしゃったような形になってきています。

同じ発達障害といっても、発達障害もいろいろありますからね。だから、それに対してどう対応していくんだとか、自閉症のお子さん見つけたときに、じゃあどうやっていくんだと。まず、そのお子さんの自己肯定感を、どこに、その障害を持っていらっしゃる人が、どこに自分の価値観を持っているとか、いろんなことをつかんでいきながら、今現在もやっているということですね。

ですから、これから川原議員が専門家として、どしどしこういった質問とか、担当課のほうに提案していただいて、もっともっと精度の高い事業展開をやっていききたいなと思っておりますので、今後も、一人もそういった思いをさせたくないというのが、須恵町教育振興基本計画の基盤にありますので、これから先、専門家として気づかれたことは、福祉課のほうに行かれたりとか、学校教育課のほうに行って、どしどし提案してください。それは、私のほうに報告が来るでしょうから、これをやったほうが良いということで。

制度上、町がやろうとしても、なかなかできないことがあるんですけども、それでも何とか一人のお子さんが喜んでその学校に通える体制、そして、大人になったときに「よかったな」と思えるような福祉体制をつくっていききたいなと思っておりますので、これからも御協力ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。経緯、お考え、お聞かせいただきまして、よく分かりました。私も私のできることを精いっぱいやっていきたいと思います。

もちろん、先ほども言いましたように、提案や期待だけをするだけではなくて、自身何かできることを模索しながらやっていくということをお約束して、すみません、質問を終わります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 1番、平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） おはようございます。1番議員、平山諭です。通告書に従いまして、一般質問をいたします。

今回、質問のテーマは、「学校における地震への備えは」です。今回は、地震災害に絞って質問させていただきます。

まずは、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。現在も非常に厳しい状況が続いておられることと思います。一日も早い復旧と、被災された方々の日常に笑顔が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

1月1日に発生したこの能登半島地震、内閣府の防災情報によりますと、2月28日時点での被害状況は、死者241名、重傷者320名、軽傷者979名、家屋の全壊7,737棟、半壊1万2,681棟、避難状況は、石川県内において避難所数480か所、避難者は1万1,612名にも及んでいます。

平成23年3月11日東日本大震災では、発生時間が14時46分であり、多くの児童生徒が犠牲になっています。九州においても、平成28年の熊本地震や平成17年の福岡県西方沖地震などが発生しており、この須恵町においても大地震が発生する可能性はゼロではありません。

そこで大切になるのが地震への備えです。事前の危機管理が整っていなければ、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障を来すことになります。学校地震マニュアルは、地震を想定し、子どもたちや教職員の安全を最優先に考え、災害時に混乱を最小限に抑えるために非常に重要だと考えます。そこで学校における地震災害に対する備えをお伺いいたします。

まずは、事前危機管理について。学校保健安全法第29条において、危険等発生時対処要領の作成が義務づけられていますが、学校の立地する環境や児童生徒の年齢等を考慮して、各学校の地震マニュアルは作成していますか、お尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 地震災害に対する災害対応マニュアルの作成については作成を行っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） されているということですね。作成されてあるということですが、このマニュアルというのは、教職員全員が、すぐに見られるようになっているのか、また、マニュアルの中に人員配置、細かい役割分担等が誰が見ても分かるようになっているのかお聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） この後の質問にもつながるかと思いますが、教職員全てが見られるように共有をしております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） それでは、次の質問をさせていただきます。

災害時に児童生徒の安全を確保するとともに安全に避難させるために、校内の施設及び設備だけでなく、避難経路や避難場所の点検も必要だと思います。地震を想定した定期的な施設及び設備等の安全点検はされていますか、お聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校で毎月点検日を設け、職員全員で施設設備の点検を実施しております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 毎月点検させていただいているということですが、新しく備える備品であったりというのは、地震に対応しているものを取り入れられておられますか、お聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 今の御質問で想定されるものとしては、下駄箱等、棚とか購入した際、設置の際については、当然、転倒防止等についても配慮しながら設置を行っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） されていることで、大変安全な学校だと感じております。

次に、地震を想定した避難訓練は実施されていますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 地震を想定した訓練についても、各学校において実施を行っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（１番 平山 諭） 実施されているということですが、年に大体どれぐらいされてあるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校に確認をして、内容が地震を想定した訓練を行っていますかという質問をしておりますので、それについて「実施しています」というところでしか回答がなかったというところで、その回数については、実際、各学校の把握は、すみません、していません。

○議長（松山 力弥） 平山君に伝えます。括弧書きでもいいですから、年に何回かと、今後、通告に書いてください。後でまた、学校教育課の調べた後に聞いてください。

次の質問をお願いします。平山諭君。

○議員（１番 平山 諭） 地震発生時、教職員が適切に対処できるよう実践的な教職員研修は実施していますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 地震を想定した避難訓練の実施が具体的な研修になると考えています。また、避難訓練実施前の職員会議において、教職員の役割や動線について周知徹底を行っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（１番 平山 諭） 実施させていただいているということですが、次にもつながると思いますが、次に移ります。地震発生時危機管理体制について、教職員の避難行動補助及び教職員間の情報連絡方法や子どもの安否方法はマニュアル内に整備されてありますか、お聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 地震発生時における安全確保や避難経路の安全確認及び人員確認等において、場面ごとに、それぞれマニュアルに記載しております。

また、指示命令や報告の順序についても示しており、職員間において共有をしております。

なお、須恵東中学校がホームページにマニュアルをアップしておりますので、確認いただければと思います。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（１番 平山 諭） 安否方法のところで、ちょっと、もう少しお聞きしたいのですが。小学校であれば、高学年が授業して、低学年は下校中である場合とかもあるでしょう。ある場合があると思うんですが、そういった場合の下校時の安否確認みたいなのは、こういった方法を具体的にされるのかお聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 一応、確認をしたところ、先ほど言った場面ごとにとというのが、登校時において、場所によっては帰るとか、学校に一時避難するとかいう、下校時においてもそうですが、そういった場面ごとの設定はされておりました。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 準備されているということですが、次に、地震発生後の対応方法を保護者へ周知していますか、お聞きします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 大規模災害を想定した避難訓練における引き渡し訓練時や、ホームページ及び学校だよりにおいて周知を行っております。

なお、今回の調査において周知できていない学校がございましたので、その学校については、次年度以降、周知を図るとの確認ができております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 東中学校であつたり、マニュアルは公開されてあるということですが、せっかく公開されてあるのであれば、もっと、もう少し何か分かりやすい方法でお願いしたいと思います。

それと、私、この質問をするに対して、周りの保護者の方にいろいろとお聞きしたところ、どうなるのという周知ができていなかったんですね。私は、会社に行っていて、子どもは学校に行っている、で、すぐに戻れない状況とか言われてある方もおられて、「どうなっているの」と逆に聞かれたこともあって、今回質問させていただいたんですが、その辺、もう少し分かりやすく周知できるようにしていただけるかお聞きします。

○議長（松山 力弥） もう一回、最後の周知を。

○議員（1番 平山 諭） 周知をされてあるということですが、分かっている方が多いということで、もう少し分かりやすく、再度、周知の方法を考えていただいてやっていただけるか質問します。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） はい。今御質問いただいた内容を、また再度検討して、学校とも共有しながら、次年度に向けて周知を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 実際、東中もそうでしょうけど、詳しく、保護者も分かりやすいような形で公開してある学校もあります。また、保護者との児童生徒の引き渡し訓練をされてある学校もあります。このマニュアルを皆さん簡単に見られるような、どこで見られるかというのが分かれば、今の保護者の知らないと言われている方の不安も軽減されるし、地震発生時の困難の

軽減になると思います。

また、保護者だけじゃなくて、ネットであったりそういったもので学校関係のマニュアルを見ることによって、地域の方々も理解してもらうことで、地域全体の防災意識の向上につながるのではないかと考えております。自分の命は自分で守る、そして助け合うことの意識が今以上に高まるよう、マニュアルをぜひ全校公開していただきたいと思います。よろしくお願いします。検討していただけますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長が答弁して、その後、町長の答弁をお願いします。

○学校教育課長（吉本 孝治） 東中のほうがホームページというところになっていますが、そのほかのところも公開できるように、それも含めて周知の方法については、保護者が不安にならないように周知の方法を検討してもらいたいというふうに思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回の平山議員の質問は、学校における地震の備えはということで、もともと平山議員は、消防団活動で防災活動に励まれて、学校関係ではPTA活動をなさって、本当に御協力いただいて、その中で今回、能登半島の地震を通して不安に思われて、いろいろ調べられた結果、質問しようということだったんだらうと思います。本当にありがとうございます。

学校関係に関しては、今申し述べたとおりなんですけども、今回、学校だけに限られていますけど、行政の第一義的目的、責任というのは、安心・安全、町民の命を守ることです。私、約6年前に町長になったときに、総務課のほうに命令かけて、今、防災担当の部署もつくりましたし、各課のシステムもつくり上げております。その流れの中に学校の避難も入っているということですね。

今後、今回、能登半島のほうにトイレトレーラーをお貸しして、非常に反響を呼んでいるし、昨年は久留米のほうでお使いいただいて、近隣の自治体の首長さんが、「すごいな」ということで、これ福岡県に2台しかありません。

そういったことで非常に私自身、行政に入ったときに水道課において、それから福祉課、その後13年間、建設課にいて、その間に災害も、大きな災害じゃなかったんですけど経験して、産業課長のときには西方沖地震も経験しております。

その中で、いかに町民の人たちを安全に守るか、その中に学校も入っております。今現在、その準備も整えていきながら、ハード面だけでなくソフト面でも、今日おっしゃっていたのは、恐らくソフト面も多く含まれておりますので、その辺りを、もう一回スクリーニングして、学校関係には、もう一度その辺りを、きちんと今日答弁したとおりになっているかどうかを確認させます。その上で、町全体でも、今日質問いただいたことが分かりやすいように、やれるように、総務課の防災担当のほうに命令いたします。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1 番 平山 諭） ありがとうございます。マニュアル公開を前向きに考えていただけるということで、私の周りをはじめ、保護者たちも、少しは地震に興味を持って、安心、そして各家庭で子どもたちと一緒に防災の意識を高めるんじゃないかと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。
休憩に入ります。

午前10時54分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上です。通告に従い、質問いたします。

今回は、「罹災証明書のデジタル化は」と題して質問いたします。1番議員と重複する挨拶でございますが、初めに、元日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方に対し、心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

被災地は、いまだ多くの方が避難生活を強いられ、復旧・復興は長い道のりのようです。その中で、当初本会議、また先ほどの町長の答弁でもございましたが、須恵町のトイレトレーラーが現地で役立っていると伺い、貢献できていることに喜びを感じております。

地震に関しましては、須恵町は宇美断層が走っており、油断できない地域でございます。また、須恵町の地理条件から、水の災害が最も恐れる災害です。

昨年、国連のグテーレス事務総長が、「地球沸騰化」という言葉で警告を発しましたが、従来の「地球温暖化」という表現よりも、さらに深刻な気温上昇の状態を表すための言葉ということです。その気温上昇の影響とされていますが、日本でも毎年必ずどこかで豪雨水害が発生しております。その最多発生地域は北部九州であり、須恵町が、いまだ大規模災害を逃れているのは、ひとえに運がいいからとも言えなくもありません。

夏場になると天候が怪しいと予測されるときは怪しいという段階で、平松町長自ら庁舎に泊まり込んで災害に備えていらっしゃる。議会においては議長、何ものなければそれでいいと、何かあったときのために備えているということは、町民の間でも知る人ぞ知る話であり、その御覚悟と御労苦には敬意を表するものです。須恵町が防災に関して、物心共に力を尽くして備えていることは、よく承知しております。

そこで本題ですが、仮に須恵町が大規模な災害に見舞われたとしての話です。災害後は、復旧復興・生活再建に取りかからなければなりません。須恵町の地域防災計画には、町長は災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等にかかわらず、遅滞なく、住家の被害、その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するとされています。

通告書を御覧ください。災害後の復旧復興、被災者の生活再建の支援に欠かせない行政事務が罹災証明書の発行です。発災から罹災証明書発行までのプロセスは膨大な作業であり、職員の負担も大きいものがあります。また、時間がかかるほどに生活再建に当たる被災者の負担も増大します。

これらの負担を緩和するために、国もデジタル化の推進を図っています。罹災証明書発行事務を含むクラウド型被災者支援システムについて、須恵町はどう評価され、取り組まれるかお伺いします。

質問事項です。過去10年で発行した罹災証明書は何件あるでしょうか。お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 過去10年に発行しました罹災証明書ですが、平成25年から令和4年までで合計43件でございます。この43件の全てが台風や雨によるものでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。想定しておりましたよりも微妙な数でございますが、ありがとうございます。

昨年9月の福岡県議会におきまして、7月豪雨の経験から罹災証明書のデジタル化を問う一般質問がありましたので引用いたします。

なお、地域防災計画に、災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れが掲載されています。引用の文と同じ流れですので御覧いただきながらお聞きください。

被災者が生活再建の第一歩として、まず必要となるのが、行政が交付する罹災証明書です。右側のフローになります。

罹災証明は、様々な支援を受けるために必要で、一日も早い交付が求められます。交付まで

には、まず家屋の調査を行います。

左側のフローになります。

現場には、役所の担当職員が調査に必要なたくさんの資料を持ち込み、一つずつ聞いて確認しながら被害を診断、それを1日に何件もこなすといった大変な作業が行われます。現場調査を終えた職員は、帰庁後、大量のデスクワークに取りかかります。内容は、全壊、半壊などを判定する計算や、撮影した写真の整理、翌日の調査ルート決めやチーム編成などです。職員の皆さんは、無休で業務に取りかかることもあり、オーバーワークが原因で交付業務に遅れが出る。また、時間と労力を最も割かれる業務が、調査職員の配備計画であり、チームを組むには、経験者・未経験者・応援メンバーの3者を最適に組み、一件でも多くの現場を回るルートを取るのかが、作業効率を上げるために大変に重要かつ大変だ。

と云々という内容でございます。

須恵町の地域防災計画では、2名をチームで組んでいくというふうには規定されておりますが、詳細に地域防災計画の中でも規定されております。膨大な作業でございます。能登半島地震に関する報道でも、この作業に大変手間取っているということが示唆されていることは、皆さん御承知のことと思います。

お尋ねいたします。須恵町の災害において、罹災証明書の交付に係る事務量と発行に係る日数は、どれほどでしょうか、お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町では、罹災証明書、それからまたは、罹災届出証明書というものを交付しております。

罹災証明書とは、自然災害により、住家、世帯が生活の本拠として日常的に使用している建物のことですが、それが被害に遭った場合に、被害の程度を証明するものでございます。災害に係る住家の被害認定基準運用指針が内閣府から出ておりまして、それに基づき、職員が現地調査を行い、家屋の全壊、大規模半壊、半壊、流出、床上浸水、床下浸水などの被害を判定をいたします。

罹災証明書は、被災者支援策であります被災者生活再建支援金の支給、義援金の配分、災害援護金などの融資、税、保険料、公共料金などの減免や猶予、災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理などの申請の適応判断材料として幅広く活用されております。

罹災届出証明書とは、自然災害による物件の被害について、写真などで確認し、罹災の届出があったことを証明するものです。このため、住宅被害の認定調査を行わず、被害の程度についても判定をしておりません。罹災届出証明書は、保険会社への保険金請求などに使用をいたします。

なお、この罹災届出証明書は、即日に発行をしております。最初の御質問でお答えいたしました

た43件につきましては、全て罹災届出証明書でございまして、即日発行しております。

事務量は1件につき5分から10分程度です。

他の自治体によりますと、罹災証明書の申請から発行までは、発災直後は約1か月、平均で2週間かかったとお聞きしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。ありがとうございます。

2つの御答弁を併せて考えますと、43件の罹災証明書は、ほとんど届出証明書であり、即日発行されている。つまり、行政に停滞をもたらすようなことはなかったというふうに拝察されるわけでございます。

しかしながら、行政の停滞がここでなかったとしても、近年において須恵町は、大規模災害に直面していないということもあるとは思っております。そこで、それは一面、幸いであったと評価できますが、もし本当に大規模災害という有事になった際、生活再建の業務に忙殺されるおそれを感じるわけでございます。それは、課長仰せのとおりではないかと思うわけでございますが、未経験の事態に遭遇するということは、避けたいと思うわけでございます。

お尋ねします。ただいまの答弁からすると、余計な質問になるかもしれませんが、お伺いいたします。地域防災計画第2編第3章に、被災者等の生活再建等の支援が規定されていますが、規定されているので体制は十分に整うものと思っておりますが、想定される運営事務などの訓練や準備は、万全のものでしょうか、どの程度されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 地域防災計画上の生活再建等の支援項目につきましては、罹災証明書の発行を含めて11項目でございます。申し上げますと、罹災証明書の発行、それから、被災者台帳の整備、生活相談、女性のための相談、雇用機会の確保、義援金品の受付及び配分等、生活資金の確保、経済復興の支援、租税の徴収猶予・減免等、それから、郵便事業の特例措置、災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発の11項目が、地域防災計画に定めております。

役場全体に関わる事務的内容でございますので、特別な訓練は今のところしておりません。通常業務の知識・経験があれば、臨機応変に対応は可能だと考えております。

また、被災者支援に関連した県主催の研修会等もございますので、職員に受講させている状況でございます。

一方で、実際の現場での経験を積むことも重要だと考えておりますので、被災地には積極的に職員を派遣するようにしております。現在も、職員1名を2週間程度の予定で石川県に派遣しております。派遣職員は、罹災証明書発行に必要な家屋被害調査等に従事しております。今後も要

請があれば積極的に派遣する予定でございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、大規模災害発生時には人命救助という応急措置もあり、マンパワーが圧倒的に不足しているのが被災地の状況であるようでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。平常時から中の対策、準備というのは必要ではないかと思っております。課長の答弁で十分なされているという感を持っております。しかしながら、質問は続けさせていただきます。

ここで、国のシステムに民間の技術を加えたデジタル化による業務改善について、先ほどの県議会から、その続きを引用いたします。リアルかつ詳細な報告です。少々長くなることをお許してください。

現在、国も自治体向けにクラウド型被災者支援システムを開発し、導入推奨をしております。これにより、例えば、住民基本台帳との連携で被災者名簿を作成できます。被災者は、マイナンバーカードを使うことで役場に行かなくても罹災証明書のオンライン申請やコンビニでの交付が可能になるなど、より早く、よりスムーズな支援を行います。さらに、国のシステムでは、罹災証明書を交付する前の調査、診断のフェーズがデジタル化されていません。そこで、大分県日田市と民間企業が共同開発をしたシステムについてのリサーチ結果を述べます。これは、国のシステムがカバーしていない部分を大幅に短縮できるもので、簡単に紹介すると、大きく2つの技術を使用いたします。1つは、役場内での作業を軽減するシステム。もう一つは、現地調査を軽減するアプリを入れたタブレットです。現場には、2人1組の調査チームがタブレットのみを持参。これまで持ち込んでいた紙書類は、全てタブレットで見るため、一切不要になる。現地では、1人が被災者からヒアリング、その間、もう1人が被災家屋をタブレットのカメラで撮影するとアプリが損壊の具合を判断する基準を画像付きで教えてくれます。外観や浸水の様子、また、屋根や外壁など部分別の被害の程度を選んで入力することで、アプリが自動で被害判定を行い、従来は調査員によって出ていた被害判定結果のばらつきも標準化されます。また、タブレット操作も画面の手順どおりに選ぶだけで、30分もあれば初めて触った人でも使えます。また、帰庁後の膨大なデスクワークも、ほぼゼロになります。現地でタブレット操作を行った時点で、帰庁後の作業がほとんど終わっており、その分を行政は、必要な被災者支援に力を注げます。さらに、住基台帳の情報と、ドローンで撮影した地図情報を照会させれば、自動でAIが翌日の調査チームの編成と、一日に最大何件回れるというコースを設定するので、一番手間だった業務が大幅に削減され、現地に行ったら家が変わっていたなどの混乱もなくなります。日田市のヒアリングでは、実際に使用した担当者から目を見張る導入の成果

報告がありました。罹災証明書の交付にかかった日数は、前回被災をされた令和2年度が14日間に対し、令和5年は8日間、ちなみに、この8日間は、罹災証明の配達が始まる週末の2日間をカウントしたため、実質、令和2年の半分以上の6日間で終えたとのこと。また、時間短縮も大幅に実現できております。現場のチームは9時に役所を出発し、16時に戻る流れは同じですが、令和2年は帰庁後の業務で退庁が21時だったのに対し、令和5年は、まず調査チームが5時、6時には全員が退庁できております。加えて、庁舎内の人数も、令和2年は7人プラス応援職員だったのに対し、令和5年は応援なし、職員も4人で十分だった。という成果を上げている模様でございます。

大変魅力のある技術だと思います。ドローンとかはどうかと思うのですが、この方式を使えば、システムの理解、アプリの操作を習得することで、有事にも速やかな対応が図れるのではないかと思います。

お尋ねします。ただいま申し上げましたように、国が推奨するクラウド型被災者支援システムに加え、民間の最新技術を使うと、大きくマンパワーを削減でき、業務改善に役立つと思われます。

そこで、須恵町において、罹災証明書がデジタル化されることで、行政事務がどのくらいスリム化されると想定できるかお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 罹災証明書がデジタル化されることに、様々な利点があると考えております。議員がおっしゃってあったデジタル化されることの利点のほかにも、オンライン申請等ができるようになりますと、有事の際は罹災証明書のオンライン申請しますと、住民にとりましては、被災した大変な状況で役場を訪問する必要がなくなり、待たずに自宅から申請できるようになるかと思います。

また、自治体としましては、役場窓口での申請受付に従事する職員が不要となりまして、緊急対応に職員を集中できるなどメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。

続けてお尋ねいたします。須恵町は、マイナンバーカードの登録状況も良好です。ただいまの御答弁でも利点ありとされておりました。環境も整っていると思いますが、この罹災証明書のデジタル化の御検討について、また、それを含むクラウド型被災者支援システムの導入については、いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町では、マイナンバーカードを利用して国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して、罹災証明書の申請ができるよう検討している段階でございます。

近隣市町でも多数導入されており、罹災証明書の申請だけでもデジタル化できればと、今のところ考えております。

また、議員がおっしゃっているクラウド型被災者支援システムですが、このシステムにつきましては、発災時の避難所における入退出者の管理や、応急期の罹災証明書の交付に加え、復旧期における各種被災者支援手続の簡素化も図ることができます。

加えて、平時におきましても、避難行動要支援者の検索抽出機能や、避難行動要支援者における個別避難計画の管理機能等も利用できることから、抽出や計画を更新するための仕組みも構築できると考えております。

また、クラウド化されたことによって、万一、本庁舎が被災した場合であっても、データ消失のリスクが低減され、災害後の業務継続や復旧が容易に行えるほか、クラウド内に証明書発行機能があることから、コンビニ交付サービスの罹災証明書等の発行も可能となると考えております。

一方で、このクラウド型被災者支援システムについては、同様のシステムを構築しているメーカーも複数ございまして、本町では、それぞれのメーカーのシステムの構築に係る費用や運用面などを調査するとともに、様々な観点から比較検討を始めたところでございます。

災害時の自治体間における行政手続の受援・応援体制、これを構築する場合におきましても、このシステムは有効に活用できるものと考えておりますが、現時点におきましては、全国で導入自治体数は、令和5年10月時点で35件、近隣市町では、クラウド型被災者支援システムを導入している自治体が、まだないことから、今後、近隣市町等における動向も注視する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長、お願いします。

○町長（平松 秀一） すみません、まだあるのかなと思って、ゆったり構えておりました。

今回の質問の中で、罹災証明のことをおっしゃったんですけども、以前、一般質問でお答えしたのか、委員会でお答えしたのか定かではないんですけど、一度、議員のほうに私が、たしか説明したことあると思うんですけども。災害が起きたときにクローズアップされるのが避難所とか、災害復旧現場がどうのこうのとか、いろんなことが出るんですけども、実際、行政として一番大変な作業というのは、通常時よりも窓口が混むんですよ。そのことを忘れてはならないと考えております。

その中に、通常業務が何で混むのかというと、要は、災害が起きる起きないというのは町民分

からないわけですよ。そうすると、いや来週でいいやと思っていた住民票とかですね、会社の方々が印鑑証明を取りに来られるとか、税務課で、要するに会社の所得関係の証明を取りに来られるとか、こら、いかんということで、いきなり災害が起きたときにバタバタ来られたりするんです。

ですから、非常に役場の職員、今現在、消防団加入して頑張ってくれているんですけども、消防の本団にもお願いしているんですが、なるべく役場の職員は使わないでくれと言っているのは、災害時、ソフト面の実務が非常に煩雑になるということです。その中で、今回御指摘いただいた罹災証明書の問題も出てきます。

総務課長と防災担当のほうと話す中で、確かにデジタル庁がクラウド化やろうやと言っているんですけど、あのデジタル庁ですから、各自治体、まだ二の足踏んでいるんですよ。そういう状況で、先ほど言った件数1,741だったと思います、自治体が。そのうちの30件ぐらいと。だから、まだまだ半信半疑の状態です。

実際、先週、私、東京のほうに国交省のほうの道路局のほうに行って、筑紫野古賀線、あるいは、汐井掛踏切のことを要望言ってですね、大臣の要するに優先的に改良する踏切だということを認めてもらう中で言ったのが、警固断層並びに宇美断層、これが本格的に動いたときは、能登半島の災害以上のことが起きるということが、九大の先生方とか専門の中では、もう既成の事実として思われています。それを、能登半島の津波に合わせると、福岡市壊滅です。宇美町の一部、粕屋町全域、志免町ほとんど全域が津波でやられてしまいます。で、須恵町だけが、何とか、筑紫野古賀線を境ぐらいで大体残るだろうと。

そうすると、須恵町が、極端なこと言うと、須恵町の災害だけじゃなくて、このエリアの災害防災復旧の拠点になる可能性があるんです。それ考えると、いろんな面整備、要するにインフラ整備も、筑紫野古賀線、これやらないとですね、縦のラインで、まずやられるのが3号線です。その次が、九州縦貫道です。そして、202号のバイパス、これほとんどやられてしまいます。残るのは、志免須恵線2本、それと筑紫野古賀線の一部。そうすると、災害物資等を考えたときには、山向こうを経由して持ってくると。拠点どこになるかというと須恵町になるんですね。その中で須恵町の災害復旧関係の実務になっていきますので、今日、田ノ上議員が質問していただいたことというのは、非常に須恵町にとっても重要な案件でございますので、今、総務課のほうで検討させているということです。

ただしですね、本当に災害が起きたら、恐らく間に合わないと思います。今現在、今一番最初に災害用のトイレトレーラー出して、今現在、先ほど言いました罹災証明で出しています。もうその次の分も須恵町から出すように、積極的に支援していけということでやっております。

ですから、もし起きたら、我々も県を通してお願いして、各自治体がチームとなって、そうい

った業務、デジタル化だけでは恐らく賄い切れませんので、やっぱりこれは地方自治体ワンチームでお願いせざるを得ないのかなということも想定しながら、できる範囲で、想定できる範囲で、今現在、ハード面とかいろんな面を含めて、須恵町で何とか、須恵町の町民の方々の命を守るための施策を、今練っている状況です。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 力強い御答弁で感謝申し上げます。既に、もう町長は、様々考えておられるということを確認できて大変うれしく思っております。これで一つの施策が前進できれば幸いでございます。本事業の採用に関しては、また環境が整っていくことで、より進むものではないかと思っております。これから、よいと思った施策、政策は、進んで提案させていただきます。

これで私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。あと1名の一般質問が残っておりますけども、2問質問されておりますので昼食時間を過ぎると思いますので、ここで昼食時間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食時間といたします。再開を午後1時といたします。

休憩に入ります。

午前11時36分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 11番、今村桂子です。通告に従い、新規不登校児を出さないための質問をいたします。

近年、不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度の調査では、小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人と過去最高となっております。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けていない小中学生が、約4.6万人に上っています。

須恵町における不登校兆候のある児童生徒の現状、対応、対策等について質問をいたします。

今回2問の不登校関連の質問をしておりますが、まずは、基本的な考え方についてお聞きをいたします。不登校児童生徒の実態を、どのように捉えており、その解決に向けた基本的な考え方、支援の在り方についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 不登校児童生徒の実態は、文部科学省の調査によると、平成25年度から令和4年度まで10年連続で増加しています。また、令和3年度と4年度の増加率は高くなっています。

令和4年度では児童生徒1,000人当たり、小学校では全国17.0人、須恵町22.7人、中学校では全国59.8人、須恵町106.9人となっており、小学校、中学校とも全国を上回っている状況です。

令和5年度の全国の調査結果は、まだ出されていませんが、須恵町の1月末現在の実態は、小学校33.1人、中学校101.4人となっています。

支援についての基本的な考え方は、令和元年度に発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知に記載されているとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしています。つまり支援の手が行き届かない児童をゼロにしていくことが大事であると考えています。須恵町教育委員会におきましても、これらのことを踏まえ、対応しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今言われましたように、登校するという結果だけではなく、目標として生徒自らが主体的に自分の進路で社会的に自立することを目指すと言われておりますけれども、それで関連で質問をさせていただきます。不登校児童生徒の社会的自立に向けた進路の相談、指導は、どのように行っておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 私のほうでお答えさせていただきます。不登校の児童生徒に対する進路等での相談ですね。

先ほど申し上げたように、支援を受けていない子をゼロにするということですので、進路についても、不登校の子につきましても、通常に登校している子と同じように家庭訪問等を行いまして、進路については、しっかりと保障するように各学校で努力していただいております。ですので、全く支援が行き届いていないという子については、須恵町としてはゼロだというふうに把握をしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） やはりこれから、一人一人を大事にということで、進路の指導等は大事になってくると思いますので、家庭訪問ができないところ等もあるとは思いますが、一人一人を大事に、一人も取りこぼさないようにお願いをしたいと思います。

次に、不登校予兆の把握についてお聞きをいたします。不登校の定義を踏まえて、予兆の把握については、どのように行っておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 不登校及び不登校兆候の定義につきましては、文部科学省の調査における不登校の定義では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間３０日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者」としています。

不登校兆候につきましては、福岡県の調査では、欠席日数等が１５日以上、長期欠席日数が３０日未満としています。予兆の把握につきましては、各学校において定期的に実施する教育相談会議等で把握に努めています。

また、児童相談所等関係機関が出席する要保護児童対策地域協議会においても、不登校兆候の児童生徒について、情報共有を行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） １５日以上３０日というのは、一応定義的にあるものではあると思いますけれども、しっかりとした予兆というのは、ある程度、見逃さないようにしていかないといけないと思うんですね。それは日数等にかかわらないというふうに思っております。

それで、一応、文部科学省等が推進しているのは、アプリ等による心の健康観察の推進、それから、困難を抱える子どもの支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心の体調の変化の早期発見・早期支援が、そういうのをつなげていくということを言われているんですけれども、今後、そのようなことも検討してあるのか、今そういったものをやってあるのかもお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 今、実際にアプリ等については、活用はしておりません。いろいろ調査をしますと、笑顔とか悲しい顔とか、そういったのを出すようなアプリ等は出されていると思いますが、有償、無償等いろいろありまして、今教育委員会でも検討しているところです。

ただ、毎月行っていますいじめのアンケート等、そういったものの兆候を把握するためにタブレット等を有効活用して、迅速な対応に努めているところです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 早期に発見することが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、対応、支援についてお聞きをいたします。不登校の兆候が見られる児童生徒への初期からの対応、支援についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 資料でお示ししていると思いますが、不登校対応として、福岡県教育委員会が進めている「福岡アクション3」があります。学校と家庭のそれぞれの取組について示されており、これに基づいて対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 関連でございますが、学校での情報共有は、担任教師だけではなく、補助員体制の検討、また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置等は、どうなっておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君、関連、関連でございますけども、今度から通告に、その分かっているんやったら書いて通告しとってください。

○議員（１１番 今村 桂子） はい、分かりました。

○議長（松山 力弥） 答えられますか。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 兆候がある子どもについては、マンツーマン対応といって、担任任せにしないように、チームで対応するように、各学校では行っております。ですから、例えば、部活動の顧問が中に入ったり、養護教諭が入ったり、副担任が入ったり、いろんな関係、ステークホルダーがチームになって、そのことを早期の段階から見ていくというようにしております。

当然、スクールカウンセラー等もその中に入っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 今、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーも入っているということをお聞きしました。さらなる充実とか強化もお願いをしたいと思います。

不登校対策の充実強化についてお聞きをいたします。自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できる環境があれば、学習の遅れや、それに基づく不安も解消されますし、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。学校内に校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームなど不登校児童生徒の居場所づくりをされておりますでしょうか。

また、各学校に不登校に対する連携できるような組織づくりをされておりますか、お聞きをい

たします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校におきましては、校内支援センター、または適応指導教室の設置はしております。ほかに、学校内における組織としては、先ほど回答しました教育相談会議等もあります。関係機関としては、先ほども教育長、申し上げましたが、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心の専門家であるスクールカウンセラーとも連携できるような体制を整えております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 居場所づくりをされているということでございましたが、各学校において、支援スタッフ等の活用とか、学校ボランティアの協力も持っていかれたらいいかと思えますので、そういうのも今後はお願いをしたいと思えます。現在、それはないということでしょうか、後でお答えください。

保護者支援についてお聞きをいたします。不登校兆候の見られる児童生徒の保護者への支援は行われておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 先ほど申しました保護者向けの「福岡アクション３」があります。こちらを配布しまして、これに基づいて支援を行っているところです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 初期の対応マニュアルの作成についてお聞きをいたします。

予兆を察した時点から、相談体制などの詳細な対応マニュアルは作成されておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校で不登校問題総合対策計画が作成されております。学校によって異なりますが、未然防止の取組や不登校兆候段階、そして、不登校児童生徒への支援等、詳細に作成しております。

なお、個別の事案に対するマニュアル等については、作成しておりません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 詳細なマニュアルが作成されているということで、それを活用していくということが大事になってくると思うんですけれども、その活用するに当たっての研修の実施についてお聞きをいたします。

予兆段階から、しっかりと築くことが重要ですが、予兆に教員が気づくことができるように、

研修を通じて、しっかりと対応できる研修の実施や、予兆や支援の視点、具体的な対応方法の周知などは、なされておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校で職員研修や学年研修において実施をしております。予兆対応の周知につきましては、保護者へは、先ほど申しました「福岡アクション3」のチラシの配布で啓発を行っているところです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 私のほうから補足させていただきます。

議員が一番心配したのは予兆ですね。予兆に関しては、教員が、やっぱりプロとして、その予兆を見抜くというのは、様相観察する資質、能力というのは一番大事な部分ですので、それについては、日頃の授業研修等を含めて、日常的に実施しております。

子どもたちは、学校の生活の中では授業が一番長い時間になりますので、学校でできる予防対策というのは、私は3点あるというふうに考えております。

1点は、児童生徒が分かる授業を行うことです。不登校の要因の一つとして、授業についていけないというのは、非常に大きな要因の一つでもありますので、授業をきちっと分かる授業をするということ。

それともう一つは、児童生徒同士の良好な関係をつくり上げていくということ。

それから3点目が、教師との良好な関係をつくっていくと、この3点しか学校ができる予兆対策というのは、それが3点が一番大事なことだと思っておりますので、これの3つに最も力を入れて取り組むように、学校を支援してまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほど組織について御質問ありましたけれども、県から派遣されておりますスクールカウンセラーは、中学校を中心に配置されておりますが、須恵町におきましては、特に、町当局の配慮によって、小学校にも配置をさせていただいております。ですから小学校にも配置して、相談体制を強化をさせていただいております。

それから、全国にも先駆けて、本町ではスクールソーシャルワーカーを雇用して、現在では2名、スクールソーシャルワーカーを雇用して、東中校区、それから須恵中校区と、2つに分かれて、しっかりとした相談体制を築きながら、不登校への対応を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今、御報告にありましたとおり、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーを2名ということで、手厚い支援を行われているんだろうと思いま

す。また、しっかりと分かる授業、それから仲間との関係づくり、教師との関係づくりという、この3点をしっかりとポイントとして挙げられておりますので、それに基づいて、若い教師等も分かりやすいと思いますので、しっかりとその辺から対応をしていただいていると思っております。

新規の不登校児童生徒を出さないためには、やはり不登校の兆候に早い段階から気づいて状況を把握して、対応できる環境を整備することが、とても重要ですが、2問目は、不登校になってしまった児童生徒への学びの保障等についてお聞きをいたします。

不登校児童が増加する中で、文部科学省は昨年3月、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」、「COCOLOプラン」の取組の推進に努めるよう通知をしております。須恵町における不登校児童生徒の現状、対応、対策等について質問をいたします。

不登校児童生徒の現状についてですが、先ほど国のほうの指針を、内容状況を示されまして、須恵町では、大変不登校児童が多いということも分かりましたが、近年の各学校の不登校児童生徒の数の推移、それから、保健室登校の人数、やまももルーム、須恵中のあすなろ教室、須恵東中のさくらルーム、フリースクールなどの利用人数、状況について伺います。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 先ほど議員のほうもおっしゃられましたが、昨年10月に出された「児童生徒の問題行動・不登校児童生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策について」において、令和4年度の全国の不登校児童生徒数は約30万人であり、不登校児童生徒全ての学びの場を確保することが急務であるというふうに言われています。

本町では、現在、不登校児童生徒の学びの場を確保するため、町内適応指導教室「やまももルーム」や、各学校に校内教育支援センターや適応指導教室等を設置し、学校復帰や教室復帰に向けた支援等を行っております。

それでは、質問についてお答えいたします。不登校児童生徒数は、本年度1月末時点では、小学校68名、中学校99名です。昨年度は、小学校47名、中学校106名でした。その中で、保健室登校の児童生徒はいませんが、やまももルーム利用者数は13名、入室を検討している児童生徒数は6名です。

また、各学校の校内適応指導教室及び校内教育支援センターの利用者は、35名となっております。フリースクールの利用者数は、現在は5名が利用しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今言われた数、年々増えているという状況だと思います。このやまももルームやあすなろ教室、それから、さくらルームなど行かれている方というのは出席には

なるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） この教室、適応指導教室になりますので、今言われている分はですね、適応教室に登校している子は出席扱いというふうになります。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） といいますと、先ほどの小学校６８名、中学校９９名というのは、それらに登校している方たちを除いた数というふうに受け止めましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 不登校の定義は、先ほど申し上げた日数になりますので、その日数になった児童生徒の数をカウントしておりますので、その後、適応指導教室に登室していても、不登校のほうにカウントされる場合もございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 小学校６８名、中学校９９名から１０６名になったということでしたよね、中学校は１０６名。小学校のほうは減っているという、４７名ということで減っていると思うんですが、不登校の要因というのは種々いろんな形の要因があるとは思いますが、どのようなものが大体あって、要因の把握をどのように行っておられますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 文部科学省から発出された令和４年度の「不登校児童生徒を取り巻く状況」では、大きく３つの要因に分けられ、「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」、「本人に係る状況」に分類されます。

一番高いのは、本人に関わるもので、「無気力、不安」で５１．８％、次に、学校での「いじめを除く友人関係を巡る問題」で９．２％となっており、そのほかには、「親子の関わり」が７．４％、「学業不振」が４．９％となっています。

須恵町においても同様の要因については把握をしております。不登校の要因は多岐にわたっておりますが、学校から毎月提出される報告書において把握をしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 要因の把握ということで今言われておりましたが、やっぱり家庭等を訪問しての要因の把握とか、学校からの要因の把握を行われているということでよろしいんですか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 報告書には、それぞれ要因について詳細に報告が挙がっています。その分で、生活リズムの乱れとか、友人関係とか、家庭内の不和とかいった項目がありますので、それを報告をいただいているところです。

あと、すみません。先ほどちょっと人数のところが違ったように思います。再度申し上げます。不登校の推移なんです、本年度は小学校68名、中学校99名です。昨年度が小学校47名、中学校106名です。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 数が逆になっておりました。私のほうが把握したのと逆ですね。本年度が、中学校のほうが減っていて小学校が増えているという状況だということですね、分かりました。

その不登校児童が増えているということで、不登校児童生徒の対応支援についてお聞きをいたします。不登校児童生徒への対応として、訪問、アプローチ、家庭事情の把握、家族との連絡などについてお伺いをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 不登校児童生徒への対応に関しましては、先ほど教育長も申し上げましたが、「マンツーマン方式」の取組の中で支援チームをつくりまして、チームで児童生徒一人一人に応じた対応を行っております。

主なものとしては、週2回程度の家庭訪問や保護者との面談、児童生徒や保護者の負担にならない程度の電話連絡等を行っております。これら全て福岡教育委員会から出されている「福岡アクション3」に沿ったものでございます。

また、不登校児童生徒の状況につきましては、会議等で共有し、必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 保護者の件に関して支援ですけれども、保護者が必要とする相談場所や、保護者の会等の情報提供、近隣などの様々な学びの場や居場所につながることをできるようするための支援というのも一緒に行われているということでしょうか。

○議長（松山 力弥） 分かりますか。今村桂子君、もう一回。

○議員（11番 今村 桂子） 不登校児童への支援、対応ということについてですが、保護者が必要とする相談場所、それから、保護者会等の情報提供、それから近隣などの様々な学びの場や居場所につながることをできるようするための支援、情報とか提供とか、そういうことの支援

も行われておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君、それ通告にありませんけど、4番目の学習面の支援とこれでは別ですか。

○議員（11番 今村 桂子） 学習面……

○議長（松山 力弥） また別でしょう。

○議員（11番 今村 桂子） そうですね、対応として、不登校児童の対応として、そういう内容も含まれたこともされていますかという。

○議長（松山 力弥） そういうことでございますけど、今後、括弧印でいいですから、そこら辺も通告に書いているようにお願いいたします。

お答え、答弁できましたら。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 基本的に、学校はですね、まず学校復帰を目指すような働きかけをするんです。ですから、最初から学校に来ないことを前提として、こういうところがありますよというような案内はしないんですけれども、それが保護者のほうが、やっぱりもっと別の学びの場がないかというような相談があれば、それにしっかり対応はさせていただいておるところです。

先ほども申し上げたように、文科省の方針が、学校復帰から社会的自立というふうに大きく平成元年度に方向転換をしています。しかし、社会復帰というのが一番大事なのは、学校の生活リズムに慣らすということが一番大事ですので、その生活リズムを含めて、保護者等との相談ですね、相談については、学校は随時応じているところです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 確かに、文部科学省の方針自体が、学校に登校するということではなくて、社会的な自立のほうに方向転換をされておりますので、学校に登校できない子どもたちには、やはりほかの場所に学びの場を設けるとか、居場所につながるような場所を設けるとかしたところを紹介するとか、そういうことも、今後は大事になってくとは思いますが、これは保護者から要求された場合には、現在されているということでございますので、一番いいのは学校に行けることが、まずは一番いいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、学習面の支援をどのように行っているかということをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 学習面の支援につきましては、児童生徒一人一人に応じた支援を行っているところです。課題プリントの配布やタブレットを活用した課題のやり取りも行っております。

さらに、オンライン配信での授業を受けることができるよう環境整備を行っています。

不登校児童生徒一人一人に応じた学習支援を行うため、児童生徒や保護者がどのような方法で

支援を望んでいるのかを、家庭訪問を通じて把握を行っているところです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 学習面におかれましても、しっかりと支援をなされているということを、今お聞きして、少し安心はいたしました。やはり学習でつまづいて不登校になった子どもさんにとっては、大変厳しいんじゃないかなろうかと、今の状況ではですね——ということもありますので、さらなる検討をお願いをしたいと思います。

続きまして、不登校対策の充実強化について質問をいたします。

相談支援などが受けられない不登校児童生徒数などの状況について、国のほうでは相当数の数が増えていたんですが、須恵町については、どのような状況なのかをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 現在、相談・支援が受けられていない不登校児童生徒はいないと捉えています。しかし、児童生徒や家庭の状況によっては、電話連絡が取れない、家庭訪問しても児童生徒や保護者になかなか面談ができない場合もあります。そういった児童生徒に対しては、要保護児童対策地域協議会の中で、不登校児童生徒本人を最後に確認した日を学校から報告してもらい、先生方が児童生徒と面談できない状況が続いている場合は、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図り、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などで児童生徒と顔を合わせるようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 電話でも出ない、そして会えないという子もいるという状況だというふうに、今伺ったと思うんですけども、そういう状況の中で、地域、隣近所、地域等のサポートというの今は行われておるのでしょうか。そういうところに状況把握をお願いするとかというのは、現在は行われていないということですか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 要保護児童対策地域協議会の中には、民生委員さん等も関係機関、いらっしゃいますので、そういったところと連携をしながら行っているところです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 次に、タブレットの活用についてお聞きをいたします。

先ほど、学習面の支援の中にタブレットも支援しているということをお聞きしましたが、不登校によって自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等でタブレットを活用して、配信された教室の授業を受講する等の支援によって、学習の遅れを取り戻すことが期待されてお

ります。学校経営説明会で、須恵東中学校はオンライン授業を配信しているとのことでしたが、今後、ほかの学校、また、不登校児へのオンライン授業体制を整えて配信をしていくのか、また、タブレットを活用した相談体制の迅速な整備などに取り組んでいくお考えがあるのかをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 不登校児童生徒に対する学習支援等では、やまももルームや適応指導教室等からタブレットを活用したオンラインでの授業参加を行っております。また、各家庭からのオンラインでの授業参加も、希望に応じ、対応していきます。

そのため、今後も引き続き家庭におけるWi-Fi環境の整備の補助を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 今、とても大事な質問をいただきました。子どもの相談体制につきましては、文科省の窓口でも24時間体制の相談窓口の案内をしていますし、福岡県も「福岡子どものホットライン24」というのを開設してですね、これは小学校1年生、4年生、それから中学校1年生には、案内のシール等を配布して、子どもたちが直接、そういった相談等、それから保護者も相談を受けられるような体制を整えておりますので、そういったものをしっかりと周知しながら相談体制の強化を進めてまいりたいと思っています。

それから、タブレットを用いた授業支援等につきましては、もうこういう時代ですので、今、朝の会、帰りの会等までは、大分準備が進んでおります。ですので、須恵東中学校のように授業等を配信するようなことにつきましては、令和6年度については推進していきたいと、力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 学びの保障のためには、ぜひ今後は、どうしても会えないとかいう子たちが不登校になっていると思うので、オンラインを活用することが、ますます重要になってくると思っております。

今タブレットを使って、東中が実際にやっているんですけども、この教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施についてお聞きをしたいと思うんですが、今タブレット活用をオンライン授業で行っているということですが、指導要綱上とか、出席扱いとかに、そのタブレットの授業でもなるのかどうか、また学習評価を行って、その結果を評定等の成績評価に反映させていらっしゃるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 今村さん、通告にないですよ。それだけ明確にするんやったら通告を出してください。答弁に困りますので。答弁してもせんでも結構でございます。誰か、できるんやったらしてください。できなかったら結構でございます。できませんね。そういうことで、今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） これ、東中のほうで行っているというのをお聞きしたので、その行っていることが評価されているのかどうかというのをお聞きしたかったんですけど、この場合ですね、国の義務教育制度を前提としたら、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、自宅等においてＩＣＴ等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要領上、出席扱いにするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいとの内容が、通知を、今回されていると思います。

それで、今後、そういう検討もお願いしたいなと思って、ちょっと東中がやっているというので、つけ加えさせていただきましたが、今後も児童生徒の学習機会が失われないような機会、提供の工夫と、多様化に取り組んでいただいて、本当に今もいろいろとやっていらっしゃることは、本当に評価をしております。安心して学ぶことができる環境、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組が、ますます強化されて、不登校児童生徒が減少することを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後１時５５分より、全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願ひます。

次の本会議は、３月１９日午前１０時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後１時38分散会
